

合併公告

2026 年 2 月 18 日

債権者各位

札幌市西区宮の沢一条四丁目 1 番 3 号
株式会社モトーレン札幌
代表取締役 竹内 嘉浩

このたび合併により当社（甲）を存続会社とし、株式会社モトーレン道南（乙、住所：北海道北斗市七重浜六丁目 1 5 番 1 7 号）を消滅会社とする吸収合併をすることといたしましたので公告いたします。これにより当社は株式会社モトーレン道南の権利義務全部を承継し、株式会社モトーレン道南は解散いたします。

効力発生日は 2026 年 4 月 1 日であり、両社の株主総会の承認決議は 2026 年 1 月 30 日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲） <https://motoren-sapporo.bmw.jp/ja>

（乙） <https://motoren-hakodate.bmw.jp/ja>

以上